

日本語教育の標準に関する検討事項（案）

1. 現状と課題

（1）日本語教育の標準に関する現状

- 日本語教育の内容及び方法に関連して、日本語教育の標準としては、文化審議会国語分科会がとりまとめた「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等」（以下、「標準的なカリキュラム案」という。）のほか、例えば、独立行政法人国際交流基金が作成した日本語教育の方法及び学習成果の評価の枠組みである「J F 日本語教育スタンダード」がある。
- 国内では、文化審議会国語分科会が策定した「標準的なカリキュラム案」の活用が推進されている。海外では、（独）国際交流基金が「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）」（以下、C E F R という。）を参考に策定した「J F 日本語教育スタンダード」の活用が推進されている。
- 現在、国内で実施されている日本語能力の判定試験（約20の機関・団体）は、統一された日本語教育の標準がないため、個々の指標に基づき、レベルや判定基準等が設定されている。
- 自治体や民間が個別に日本語教育の標準や Can-do Statements（能力記述文）や試験等を作り、その活用に取り組んでいるが、国として日本語教育の標準について、統一的なものはない。

（2）日本語教育の標準に関する課題

- 我が国に在留する外国人は、273万人と過去最高を記録し、人口比も2%を超えて増加傾向にある。在留外国人の定住化が進み、来日当初の生活に必要な日本語や初期段階の日本語のみならず、子育てや就労等が必要となる、多様な分野の日本語が求められるようになってきている。
- 外国人が日本での日常生活を安全・安心に送るために必要な日本語の教育内容として策定した「標準的なカリキュラム案」は、生活場面ごとに求められる能力が4技能（読む、聞く、話す、書く）のいずれかを要するものか示しているものの、言語行動の難易度に対する配慮は十分ではない。
- 特定技能の在留資格が新設されたことにより、就労を目的とした在留外国人が増加し、入国要件等に一定の日本語能力が課せられるようになった。しかし、国としての日本語教育の統一的な標準は策定されていない。

資料3

- 外国人を雇用する産業界・経済界が職務内容に応じて採用条件として求める日本語能力の参考となる指標が整備されていない。
- 国内外の日本語教育の標準を統合する視点が重要であるとの指摘がある。
- 日本語を学ぶ外国人や外国人を雇用する企業等が日本語能力の判定に必要な試験を選びにくい状況にある。日本語教育の標準が策定されることにより、その標準と現在実施されている日本語能力の判定試験との通用性が確保されることが期待される。
- (独)国際交流基金がCEFRを参考に策定した「JF日本語教育スタンダード」には、CEFRの6段階のうち、高度なレベルに相当するC1、C2レベルの日本語能力のCan-doリストはない。
- 日本語教育の標準が定められていないため、例えば、留学生にとって必要な日本語の知識や能力を測る試験で示された日本語能力のレベル判定基準が、そのまま「生活者としての外国人」の日本語能力評価や学習目標の指標として用いられてしまうことがあり、留学生とは異なる目的、場面で言語活動を行う人の日本語能力について、適切な判定がなされていない。
- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容が明らかにされていないため、コミュニケーション能力を含む、指標となる目安が示されていない。
- 日本語による口頭コミュニケーション能力を判定するための大規模な試験が開発されていない。
- 世界中で国境を越えた人の移動が進み、複数の言語を持つ人々が増えている。このような状況において、学習者が自らの日本語をはじめとする複数の言語の習熟度を客観的に把握したり、具体的な学習目標を立て自律学習を進めるための指標が有効であるが、現在日本語に関する指標は存在しない。

2. 「日本語教育の標準（仮）」について

（1）「日本語教育の標準（仮）」が目指すもの

- 「日本語教育の標準（仮）」は、日本語教育に関わる全ての人が日本語の学習・教育などに関して参照する枠組みであり、教育・学習の内容や方法の多様性を否定するものではない。
- 世界中で国境を越えた人の移動が進み、複数の言語を持つ人々が増えている。また、学習方法も多様性を増している。このような状況において、学習者が自らの日本語の習熟度を客観的に把握したり、具体的な学習目標を立て自律学習を進めるための指標を提示することは有効である。
- 日本語教育にかかわる全ての関係者が「日本語教育の標準（仮）」を参照することにより、共通の枠組み、記述レベル、指標を持ち、互いの知見を共有し連携することは日本語教育の質の向上につながる。
- 「日本語教育の標準」は仮称とし、今後一般に分かりやすい名称、誤解を与えない名称を検討する必要がある。また、多文化共生社会に向けて、外国人と接する一般の日本人にも「日本語教育の標準（仮）」の内容を分かりやすく示していくことも重要である。
- ・以下の3つを日本語教育の標準（仮）における言語教育観の柱として考えることとしてはどうか。

1. 学習者は社会的存在（社会の一員）である

人がより良い人生を歩むための大事な手段の一つとして、言語を用いたコミュニケーションがあげられる。お互いの言語・文化の相互尊重を前提として、学習者が社会生活を営む上での課題を、言語を用いて遂行するために日本語を学ぶことを尊重し、日本語の習得によって、自分らしさをより広く発揮し、社会に参加することが促される。

2. 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。そして、言語活動別の能力のバランスを重視するのではなく、各人にとって必要な言語活動から学ぶことができ、言語活動別の能力評価を可能とすることが重要である。

3. 多様な日本語使用を尊重する

この「日本語の標準」は、学習者に対して一律に文法的、音声的、あるいは使用語彙・漢字の範囲において、日本人と同じ水準の日本語能力の習得をめざすものではない。母語話者を学ぶべき規範、最終的なゴールとすることなく、学習者ごとに異なる状況において必要となる言語能力の習得・言語活動の達成を目標にして学習することを尊重する。

(2) 「日本語教育の標準（仮）」を作成するに当たっての方針

- 「日本語教育の標準（仮）」の理念や考え方を分かりやすく示すべきではないか。
- 日本語教育の標準の策定に当たっては、CEFRの実践の成果や課題を踏まえて検討することが適当ではないか。
- 日本語の共通参照レベルとして、CEFR（2001年版）を参考に、基礎段階の言語使用者をAとし、自律した言語使用者をB、熟達した言語使用者をCとする3段階とし、それぞれを2分割して全部で6レベルとしてはどうか。
- 言語活動として、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やりとり）」「話すこと（表現）」「書くこと」の5つを設定し、6レベルごとに示すこととしてはどうか。
- 「標準的なカリキュラム案」や、「JF日本語教育スタンダード」を参考に、日本語の各レベル・各言語活動別の Can-do Statements（能力記述文）を10～30程度示すこととしてはどうか。
- なお、言語使用の範囲として、活動領域・分野に共通する汎用的な日本語能力を示すこととしてはどうか。日本語の特徴である文字に関する扱いについては、別に取り上げることとしてはどうか。

3. 日本語教育の標準（仮）の枠組みとしてヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考とすることについて

- CEFRは、言語の枠や国境を越えて、外国語の運用能力を同一の基準で測ることができる国際的な枠組みであり、学習者、教授する者及び評価者が、外国語の熟達度を同一の基準で判断しながら、学び、教え、評価できるように開発された。
- CEFRは欧州評議会によって、20年以上にわたる研究と実証実験の末に開発され、2001年に公開された。現在では40もの言語で参照枠が提供されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。
- CEFRの等級はA1、A2、B1、B2、C1、C2に分かれており、その言語を使って「具体的に何ができるか」という形で言語力を表す「Can-do Descriptor」を用いて分かりやすく示されている。
- 既に様々な分野でCEFRが指標として使用されている。
 - ・(独)国際交流基金がCEFRの考え方にに基づき、日本語教育の方法及び学習成果の評価の枠組みである、JF日本語教育スタンダードを開発し、主に海外における日本語教育において普及・活用されている。
 - ・在留資格「特定技能」取得に際しては、CEFRのA2相当の日本語能力が要件とされている。また、令和元年8月には、法務省告示をもって定める日本語教育機関に対する抹消基準として、課程修了者の7割以上が3年連続でCEFRのA2相当以上の日本語能力を習得できない場合が適用されている。
 - ・外国人を雇用する企業が、CEFRを参照し、外国人の日本語レベルを示した独自の Can-do Statements(能力記述文)を作成し、評価指標とするなど活用が広がっている。
 - ・平成24年からNHKの語学番組のレベル表記に使用され、文部科学省では大学入試センター試験に代わる新たなテストとして令和2年度から実施する共通テストに参加する試験・検定試験の指標として活用されている。
 - ・日本国内の大学と海外の大学との交換留学の際の言語能力判定にも活用されている。
 - ・ヨーロッパだけでなく、中国や韓国などのアジアの国々の言語能力試験においても参照されている。
- ・ 以上のことから、日本語教育の標準の策定に当たっては、CEFRの実践の成果や課題を踏まえて検討することが適当である。ただし、我が国の外国人に対する日本語教育において、CEFRをどのように参照し、どのような日本語教育の標準を策定するのかについて検討する必要がある。
- ・ CEFRの補遺版が2018年に出され、能力記述文等が追加・補完されているが、構成や共通参照レベルには大きく影響しないことから、今回の「日本語教育の標準（仮）」の一次報告（案）の検討に当たっては、CEFR（2001年版）を主に参考として検討することにする。

4. 一次報告（案）の検討範囲

「日本語教育の標準（仮）」の一次報告（案）として、下の4つについて検討を行う。

- 1) 「日本語教育の標準（仮）」の考え方を示す
- 2) C E F Rを参考に共通参照枠として日本語のレベル概要を示す。
- 3) 「標準的なカリキュラム案」や「J F日本語教育スタンダード」を参考に、6レベル別・各言語活動別（「読むこと」、「聞くこと」、「書くこと」、「話すこと（やりとり）」、「話すこと（表現）」）の Can-do Statements（能力記述文）を10～30程度作成する。
- 4) 日本語の文字に関する扱いについて取り上げる。
- 5) 一次報告は、令和2年度に広く意見募集を行った上で、取りまとめることとする。
- 6) 一次報告の骨子（案）
 1. 現状と課題
 2. 日本語教育の標準について
 3. C E F Rを参考とすることについて
 4. 理念3本柱（イメージ図）
 5. 日本語能力のレベル概要（イメージ図）
 6. 日本語教育の共通参照レベル（5つの言語活動とレベル：自己評価表）
 7. 日本語教育のレベル別・言語活動別能力記述文の例（全体版・詳細版）
 8. 日本語教育の言語能力別記述文
 9. 今後の検討課題

5. 令和2年度以降の検討課題

- ・ 「日本語教育の標準（仮）」の現場への活用に向けて、以下の課題について今後検討が必要である。
 - 1) Can-do Statements（能力記述文）の更なる収集
 - 2) 一次報告の6レベル別・各言語活動別の Can-do Statements（能力記述文）の検証
 - 3) 「日本語教育の標準（仮）」の日本語能力判定テストへの関連付け方法の開発
 - 4) 「日本語能力の判定基準について（報告）」の検討・作成
 - 5) ランゲージ・ポートフォリオ（学習の記録）の開発
 - 6) 各レベルの文法・語彙のリストの収集
 - 7) 教師のための支援ツール：カリキュラム作成及び評価のための手引き等の作成
 - 8) 学習者のための支援ツール：利用ガイドの作成や自律学習を支援する教材モデルの開発
 - 9) 「日本語教育の標準（仮）」のイメージ図及び分かりやすい広報資料の作成
 - 10) 「日本語教育の標準（仮）」共通参照レベル等の多言語翻訳
 - 11) 利用者間の成果物共有のためのポータルサイトの開発
- ・ C E F Rの補遺版の分析及び「日本語教育の標準（仮）」への参照が必要かどうかについては、今後検討する必要があるのではないか。
- ・ 参考とするC E F Rは開発から20年以上を経過した現在でも、検証・見直しが行われており、「日本語教育の標準（仮）」も随時検証・見直しを行う必要があるのではないか。